

行政や医療機関、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、他の民生委員・児童委員やボランティアなど、地域の様々な機関とのネットワークを利用して障がいのある方の生活の質が向上するよう支援いたします。

障がいのある方とその保護者などから様々な相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介などの連絡調整を行います。生活上のお困りごとなどをご相談ください。



建物の外観

まずは、相談しはじめましょう

主な相談の流れ

- 1 詳しいお話をお聞きします。状況を整理して問題を明確にします。
- 2 問題解決の方法をご本人(ご家族)と一緒に考えます。
- 3 問題解決に向けた行動及び支援をご本人(ご家族)と共に開始します。
- 4 必要に応じて福祉サービス利用の申請を支援します。
福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画が必要になります。
- 5 支援経過についてお話を伺い、必要に応じて支援方法の見直しを行います。
- 6 ご本人の社会参加が促進され、生活の質が向上したら相談は終了します。

日中の活動
仕事中の場や、交流の場など生きがいを持つような社会参加に関する相談。

障がいへの理解・受容
障がい特性の理解や病状に関する相談。

権利擁護
自分で判断することが難しい方の権利を守るための相談支援。

住まい
一人暮らしやグループホーム・施設入所の利用に関する相談。

福祉サービスの利用
福祉サービスの利用に関する情報提供、手続き等の支援。

子どもの相談
障がいや発達についての悩みや、子育てに関する相談など。

この他にも気になること、なんでもご相談ください。